

鳥獸被害防止対策優良事例集

令和8年3月

岩手県農林水産部農業振興課

| 振興局・農林振興センター | タイトル | ページ |
|--------------|-----------------------|-------|
| 盛岡広域振興局 | 官民学協働のツキノワグマ被害防除活動 | 1～2 |
| 県南広域振興局 | 有害鳥獣支援員の雇用 | 3～4 |
| 花巻農林振興センター | 地域ぐるみで取り組むクマ出没抑制対策 | 5～6 |
| 一関農林振興センター | 一関市有害鳥獣捕獲応援隊の活動支援について | 7～8 |
| 遠野農林振興センター | 地域ぐるみの鳥獣対策「捕獲応援隊」 | 9～10 |
| 沿岸広域振興局 | 生息環境整備によるクマ被害防止対策 | 11～12 |
| 大船渡農林振興センター | 全獣種対応可能な恒久電気柵 | 13～14 |
| 宮古農林振興センター | 遠隔監視システムによるわな見回りの省力化 | 15～16 |
| 県北広域振興局 | 集落ぐるみの鳥獣被害対策 | 17～18 |
| 二戸農林振興センター | 果樹園における地域ぐるみの鳥獣被害防止対策 | 19～20 |

官民学協働のツキノワグマ被害防除活動

取組主体名：猪去自治会

- 平成19年から、官民学（市・地域の方々・大学）が連携し、深刻だったクマによる農作物被害を軽減し、捕獲数及び出沒数を激減させるなど、効果を発揮。
- 官民学の幅広い協働を通じて関係者の信頼関係を深め、活動開始から10年以上が経過した現在でも被害防止活動が継続。

【対策の種類】（該当に☑）
☑侵入防止柵 □捕獲対策（わな） ☑生息環境整備
☑その他（講演・研究発表会の開催）

【対象獣種】（該当に☑）
□シカ □イノシシ ☑クマ
□ハクビシン □その他

【対象作物】
果樹（りんご）

【実施地域】
盛岡市猪去地区

背景・ねらい

- 活動の契機は、平成18年に起こったクマの大量出沒。盛岡市内では、同年計26頭のクマを捕獲したが、猪去地区では市内の約50%にのぼる出沒・捕獲となった。
- 同地区はりんご生産が盛んであり、大量出沒に伴う食害も甚大であった。また、頻繁な人里への出沒による人身被害の危険性も高まっていた。
- このような状況から平成19年に盛岡市が調整役となり、「官民学協働」で有害捕獲のみに頼らない被害防除活動が始まった。

取組事項（項目）

- 1 官民学協働の被害防止対策（有害捕獲のみに頼らない被害防止対策）
 - (1) 緩衝帯整備
 - (2) 電気柵の設置維持管理作業
- 2 大学と連携した知識習得の機会の確保
 - (1) クマを中心とした野生動物に関する講演や啓発活動
 - (2) 学生による研究発表
- 3 担い手の確保
 - (1) 被害防除活動の担い手の育成活動

推進体制

- 官：盛岡市（農政課、環境企画課、市動物公園）
民：猪去自治会、盛岡猟友会
学：岩手大学農学部教授・学生
による協働体制を構築。



ツキノワグマ研究会による行動研究発表の様子

具体的な取組内容

1 官民学協同の被害防止対策

(1) 緩衝帯整備

自治会・岩手大学農学部・盛岡猟友会・盛岡市の協働による緩衝帯整備。

(2) 電気柵の設置及び維持管理作業

電気柵周辺の下草刈、電圧チェックを年4回に分けて実施。

2 大学と連携した知識習得の機会の確保

(1) 野生動物に関する講演や啓発活動

岩手大学農学部教授を講師として招き、クマを中心とした野生動物に関する講演や啓発活動を実施。

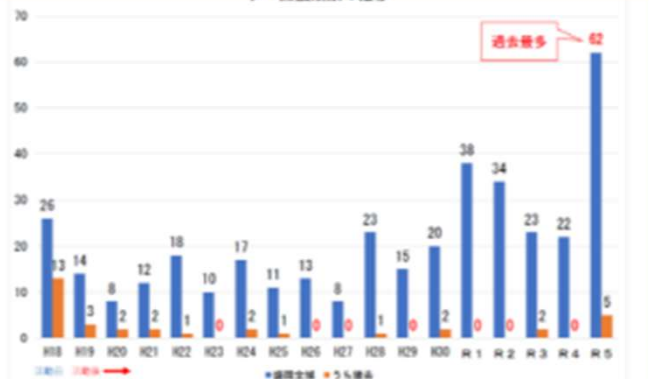
(2) 学生による研究発表

岩手大学の学生サークル（ツキノワグマ研究会）による、猪去地区のクマに関する行動研究発表を行い、地域の方々が聴講することで、知識習得を促進。

3 担い手の確保

地元農業者の後継者を中心として、被害防除活動の担い手を育成。

クマ捕獲頭数の推移



成果や効果等

- 取組が始まった平成19年度は、りんごの食害が甚大であったが、平成26年度においては農作物被害は軽微（被害額算定不能）、捕獲に至ってはゼロを達成（盛岡市全体では13頭の捕獲）。
- 盛岡市全域及び猪去地区のクマの捕獲頭数には左下のグラフのとおり。活動を開始した平成19年度以降激減しており、特に平成26年、27年、29年、令和元年、2年及び4年度においてはゼロとなっている。捕獲頭数が最多となった令和5年度においても、猪去地区では捕獲頭数は5頭と、他地区と比べ著しく少ない。
- また、令和7年度は市全域で出没が相次ぎ、12月末時点での出没件数が652件と過去最高の件数となっている。令和5年度と異なり、農地だけでなく市街地にも大量出没したものの、猪去地区での出没件数は23件と、捕獲頭数と同様、他地区と比べ著しく少ない。

取組のポイント（特色）

- 官民学の3者の連携により、深刻だったクマによる農作物被害を軽減し、捕獲数及び出没数を激減させるなど、効果を発揮。
- 年代、所属を越えた幅広い交流を通じて信頼関係を深めたことで、活動開始から10年以上が経過した現在でも取組が継続している。

残された課題と今後の対応

- これまでは獣種をクマに限定した対策を行ってきたが、新たにクマ以外の野生動物の目撃情報が発生していることもあり、現在の枠組みを有効に活かしながら、引き続き新たな野生動物への被害防止対策に当たることが必要である。
- 活動開始から10年以上が経過していることもあり、持続的な取組の継続が必要である。代替わりしても現在の仕組みを継続していけるよう、今後も各団体の連携による地域ぐるみの活動を継続する。

有害鳥獣支援員の雇用

取組主体名：金ヶ崎町

- クマ出没時における迅速な対応がとれるようにするため、令和6年度に会計年度任用職員として金ヶ崎町有害対策支援員を設置。
- 支援員による目撃通報時のパトロールや、農家等への聞き取り調査、関係機関等への連絡等を実施するとともに、鳥獣被害防止対策に係る相談対応を行うことで、効果的な鳥獣被害防止対策につながっている。
- 支援員が金ヶ崎町鳥獣被害防止総合対策協議会の事務局業務を担うことで、円滑な業務推進につながっている。

【対策の種類】（該当に☑）
 侵入防止柵 捕獲対策（わな） 生息環境整備
 その他（具体的に記載 支援員の採用）

【対象獣種】（該当に☑）
 シカ イノシシ クマ
 ハクビシン その他

【対象作物】
-

【実施地域】
金ヶ崎町

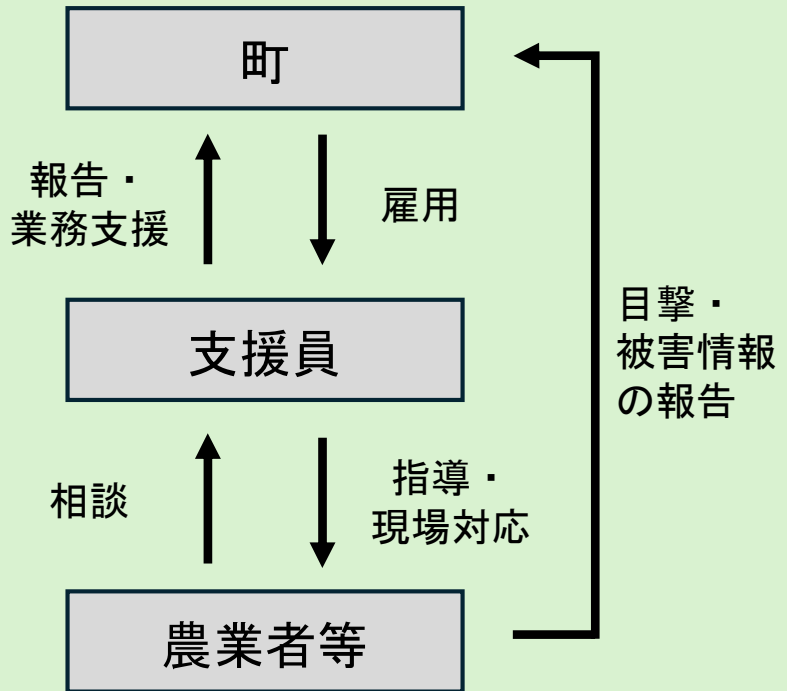
背景・ねらい

- 令和5年10月から令和6年7月までの間にツキノワグマ目撃が増加し、また、農作物被害が相次いだため、担当係による現場対応では、その他の業務に支障が出ていた。
- このことから、迅速な対応がとれる体制構築に向け、有害鳥獣対策支援員設置要綱を制定するとともに、有害鳥獣支援員を雇用してクマ対策の人員体制強化を図った。

取組事項（項目）

- 有害鳥獣支援員の業務内容
 - 1 有害鳥獣目撃通報時の聞き取り、関係機関への連絡及びパトロールの実施
 - 2 町民からの有害鳥獣対策の相談及び支援
 - 3 鳥獣協議会の事務局業務補助
 - 4 有害鳥獣出没防止のための環境監視及び指導
 - 5 その他有害鳥獣対策に関すること

推進体制



具体的な取組内容

- 1 有害鳥獣目撃通報時の聞き取り、関係機関への連絡及びパトロールの実施
 - ① 住民からクマ目撃の通報（受付票に記入）
 - ② 警察、猟友会、教育委員会へ情報共有
 - ③ 町公式アプリ・ラジオによる住民周知
 - ④ 現場確認等パトロールの実施
- 2 町民からの有害鳥獣対策の相談及び支援
 - ① クマによる農作物被害への相談対応
 - ② 町単独事業の電気柵設置事業等の推進
- 3 鳥獣協議会の事務局業務補助
 - ① 緊急捕獲に関する事務補助
 - ② 物品購入等納入に関する補助
- 4 有害鳥獣出没防止のための環境監視・指導
 - ・ クマの目撃通報があった際は、現場に行き状況を確認。
果実落果物やコンポストの処分等を指導。
- 5 その他有害鳥獣対策に関すること
 - ・ クマ以外のイノシシ等獣害による農作物被害現場の確認。



図：支援員による現場確認。写真で状況を記録。

成果や効果

- クマの目撃に対し、迅速な対応が可能となった。
 - 複数の支援員を配置することにより、同時に別な場所でクマの目撃があった際に別々にパトロール対応。
- 支援員が農作物被害対策業務に専従することで、クマ及びイノシシ等目撃への対応の迅速化や、農作物被害に関する現場指導等の対応を行うことができ、農作物被害防止対策の強化につながっている。
- 支援員が鳥獣協議会の事務局業務補助することによって、担当職員の業務が軽減され、円滑な業務につながっている。
 - 支援員が、捕獲頭数や目撃件数の集計業務や現場対応を行うことにより、担当職員の業務が軽減された。

地域の変化や評価

- 支援員設置に係る住民の感想
 - ・ 被害や目撃等の報告について、以前より早く対応してもらい助かる。
 - ・ 被害防止対策の相談にも対応してもらい感謝。
- 鳥獣被害対策業務の円滑化（職員の声）
 - ・ 複数箇所の対応が必要な場合に、支援員と連携して対応でき、効率的・効果的な業務につながっている。

取組のポイント（特色）

- 支援員による鳥獣被害対策の強化
 - ・ 目撃通報時の聞き取り、関係機関等への連絡及びパトロールの実施。
 - ・ 支援員による町民からの相談対応及び対策の支援。
- 町の鳥獣被害対策業務の円滑化
 - ・ 支援員による業務支援。

残された課題と今後の対応

- 支援員が鳥獣の関係法令等専門的知識を身に着ける必要があることから、今後も、研修等に積極的に参加する。
- 支援員の業務は経験・知識を要するものであるため、極力長期間の業務に従事することができる支援員を雇用（選定）する。
- 支援員の業務を円滑に実施するため、猟友会、地域との連携強化を図っていく。

地域ぐるみで取り組むクマ出没抑制対策

取組主体名：花北地域鳥獣被害防止現地対策チームほか

- 北上市と県（花巻保健福祉環境センター、花巻農林振興センター）が協力し、クマによる農業被害対策と、人身被害対策の両面からモデル地域を選定の上、センサーカメラによる出没実態調査を実施。
- 出没実態等を踏まえ、地域住民による環境整備活動、北上市による河畔林の伐採、専門家による地域の児童を対象としたクマ出前授業及び地域住民を対象とした勉強会を開催。
- 上記環境整備活動により、クマの出没抑制効果を実証された。また、勉強会等により、住民の防除対策意識が向上した。

【対策の種類】（該当に☑）

- 侵入防止柵
- 捕獲対策（わな）
- 生息環境整備
- その他（出前授業、勉強会）

【対象獣種】（該当に☑）

- シカ
- イノシシ
- クマ
- ハクビシン
- その他

【対象作物】

—

【実施地域】

北上市和賀町横川目
（尻平川周辺地域）

背景・ねらい

- 平成30年当時、県内の市街地等でツキノワグマの出没が増加傾向にあった。管内のクマ出没件数は県全体の約2割を占め、花巻市や北上市では県平均の2～3倍となっていた。
- 北上市では、ツキノワグマの出没が里山のみならず市街地までの広範囲に及んでおり、その対策は住民の安全安心な生活を確保するため喫緊の課題であった。
- ツキノワグマの出没を減らし、人とクマの軋轢を解消するため、モデル地域を選定し、平成30年度から令和2年度まで、県南広域振興局地域経営推進費により、「地域で取り組む市街地等におけるクマ防除対策支援事業」を実施した。

推進体制

- 北上市
モデル地区の設置、運営に係る現地関係者との調整など
- 岩手大学
クマの生態等実態把握に係る助言
- 花巻保健福祉環境センター
全体総括、市街地等出没原因調査、住民自らによるクマ対策の実施誘導
- 花巻農林振興センター
被害・生息状況調査、農作物被害対策

取組事項（項目）

- 1 センサーカメラによるクマ出没状況調査
- 2 河畔林の伐採や河川敷の草刈りによる環境整備
- 3 児童を対象としたクマ出前授業
- 4 地域住民を対象とした勉強会
- 5 住民の意識調査



具体的な取組内容

1 クマ出没調査

(1) 総合的な対策の実施に向けたモデル地域の選定

- ・尻平川沿いの、北上市和賀町横川目1～5区、豎川目区び後藤2区

(2) 北上市と連携してセンサーカメラを設置

- ・平成30年度 12台
- ・令和元年度 7台
- ・令和9年度 9台（予定）

2 河川敷の草刈りや河畔林の伐採による環境整備

3 児童を対象とした出前授業

クマの生態について学習

- ・北上市立笠松小学校（4～6年生）
- ・北上市立和賀西小学校（4～6年生）

4 モデル地域住民等を対象とした調査

地域内の課題を抽出するため、行政区長及び小学校に対してヒアリング

5 地域住民を対象としたミーティング（勉強会）：2行政地区93名



成果や効果

- 出没拠点での地域住民による河川敷の草刈り等の環境整備活動により、短期間ではあるが出没が抑制される傾向があった。
- 河畔林の伐採により、春先のクマの出没を抑制することが実証された。
- 勉強会などにより、防除対策に対する住民意識が向上した。



図：河畔林の伐採を行った地点におけるクマの出没状況の比較（日数）

地域の変化や評価

- 出前授業に対する児童の感想
 - ・ クマは人を食べるためでなく、人と会って驚いて、子どもを守るために襲ったりすることを初めて知りました。
 - ・ クマは草がたくさん生えているところを森だと思って来てしまうから、草は刈っておいた方が良く分かりました。
- 地域住民対象のミーティング（勉強会）
 - ・ 専門家の講演の他、クマの出没状況、地域に設置されたセンサーカメラの調査結果など、地区内の具体的な資料を提供したことにより、地域住民が興味を持ち積極的に活動に参加。
 - ・ 草刈等環境整備に、クマの出没抑制効果があることを情報提供することにより、地域の方々の環境整備活動に対するモチベーションが向上。

取組のポイント（特色）

- 農業被害対策と人身被害対策の両面から県と市が協力してモデル地域を選定。
- 地域住民による環境整備活動等によるクマの出没抑制効果の地域内波及、地域住民の意識向上。
- 児童に対してクマの生態を学ぶ機会を提供するとともに、児童の安全確保に係る地域住民への意識啓発。

残された課題と今後の対応

- 継続的な取組に向け、モデル地域へのフォローアップが必要。
- 地域ぐるみでの防除対策について、モデル地域外への波及。
- 行政主導から、地域住民主体の取組への移行を目指す。



伐採した木を使ったキーホルダー

一関市有害鳥獣捕獲応援隊の活動支援について

取組主体名：一関・平泉地域鳥獣被害防止現地対策チーム

- 一関市有害鳥獣捕獲応援隊の活動支援を行い、地域ぐるみの被害対策推進支援を実施。
- モデル地区において、応援隊結成後初めての捕獲につながり、意識向上が図られた。

【対策の種類】（該当に)
侵入防止柵 捕獲対策（わな） 生息環境整備
その他（生態調査）

【対象獣種】（該当に)
シカ イノシシ クマ
ハクビシン その他

【対象作物】
水稲 花き（ユリ）

【実施地域】
一関市藤沢町

背景・ねらい

- 一関市では、実施隊の負担を軽減するために、令和2年3月から一関市有害鳥獣捕獲応援隊（応援隊）制度を創設し、地域ぐるみの捕獲体制を推進している。
- 現在、一関市内7地区において応援隊が活動しているが、簡単に捕獲できるわけではないため、設立後の活動には地区によって差があり、モチベーションの維持が課題となっている。
- そのため、現地対策チームにおいて、センサーカメラを活用し、鳥獣生態や被害状況を可視化することで、応援隊の意識向上及び効果的な捕獲対策につなげることを目的として実施したものの。

推進体制

- モデル地区として、令和6年に結成された第37区自治会応援隊を選定。応援隊員は15名。（うち7名がわな免許を取得している）
- 現地対策チームで、地区での被害状況を聞き取り、被害が懸念される場所にカメラを設置。その後、定期的にカメラ設置状況や画像データの確認を実施。

取組事項（項目）

- 1 センサーカメラを活用した生態調査
- 2 カメラデータの共有



（カメラ設置状況）

具体的な取組内容

- 1 センサーカメラを活用した生態調査
 - (1) 設置場所 一関市藤沢町内2カ所
 - (2) 設置台数 3台
 - (3) 設置時期 令和7年8月下旬～
 - (4) 調査結果



2 カメラデータの共有

カメラで撮影されたデータは自治会と随時メール等で共有した。

自治会では出没状況を自治会連絡網等で地域内に共有した。



(カメラで撮影された写真)

成果や効果

- カメラデータの分析に基づき、獣道と推測された場所に応援隊がくくりわなを設置したところ、10月2日にニホンジカ(オス)1頭が捕獲された。
- 応援隊としては結成後初めての捕獲につながり、隊員のモチベーション向上につながった。
- 自治会では地区で発行している「自治会だより」にニホンジカ捕獲の記事を掲載し、地区内で情報を共有した。
- ニホンジカ捕獲の記事を掲載した「自治会だより」が、藤沢町の自治会等広報コンクールで最優秀賞に選ばれ、地元新聞にも掲載されたことから、応援隊の活動や鳥獣対策を広く周知する機会となった。



(捕獲されたニホンジカ)



(新聞記事)

地域の変化や評価

- 応援隊員からは、「鳥獣がいるかわからない状況でわなを設置するよりも、実際にいることがわかって設置するのでは意識が違う」との感想があり、今後の活動への意欲が伺えた。

取組のポイント(特色)

- カメラデータを共有することにより、応援隊や自治会員によるわなの設置や地区内の情報共有等速やかな対応につながった。

残された課題と今後の対応

- 今後も継続して生態調査を実施し、地区内での出没傾向を把握することで、応援隊員の意識や捕獲技術の向上、地区内の被害対策の推進につなげていく。
- 今回取り組んだ内容を参考に、一関市内での他地区の応援隊の活動支援や新たな捕獲応援隊の設立につなげていく。

地域ぐるみの鳥獣対策「捕獲応援隊」

取組主体名：遠野市

- 平成26年度から、第11次鳥獣保護事業計画（平成25年3月）により新たに規定された「狩猟免許を保持しない者が補助者として捕獲に従事できる仕組み」をもとに、わなの管理・見回りに協力する農家を中心とした「ニホンジカ捕獲応援隊」を設置。
- わな設置者は見回り等の負担が軽減、農家は自分の農地を守れるという相互に利益のある体制が整備された。

【対策の種類】（該当に☑）
 侵入防止柵 捕獲対策（わな） 生息環境整備
 その他（有害捕獲サポート体制の整備）

【対象獣種】（該当に☑）
 シカ イノシシ クマ
 ハクビシン その他

【対象作物】
 -

【実施地域】
 遠野市全域

背景・ねらい

- 平成24年度に捕獲を担う捕獲実施隊が発足したものの、ニホンジカによる農作物被害は増加の一途。
- 生息頭数の増加に伴い、実施隊員の捕獲作業に係る負担の増加が懸念されていた。
- 実施隊の負担を軽減し、農地周辺部で効率的に有害捕獲を行うための地域ぐるみの捕獲体制の整備が必要である。

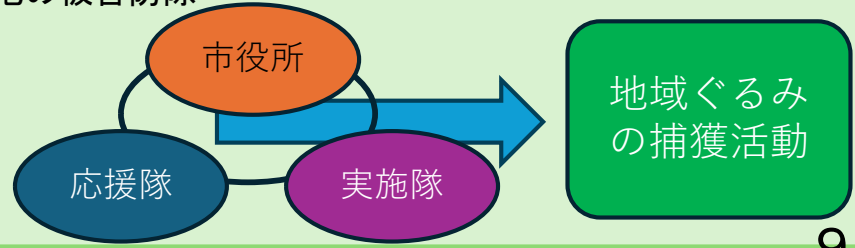
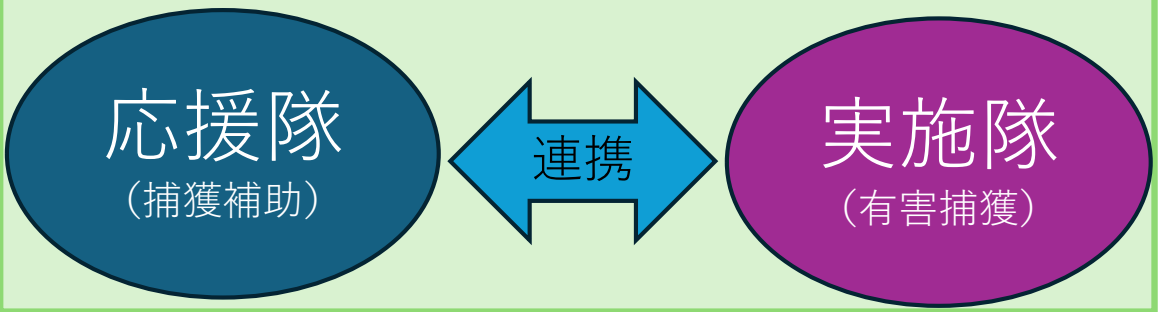
推進体制

行政（市役所）、実施隊（猟友会）、捕獲応援隊（農業者）の連携により、地域ぐるみでの効率的な有害捕獲を推進。

- 市役所
 捕獲応援隊実施体制の仕組みづくり
 安全講習会の開催
- 実施隊
 有害捕獲の実施
 捕獲応援隊との連携
 安全講習会での捕獲技術等に係る内容の講師
- 捕獲応援隊
 捕獲活動への参加（わな見回り・管理補助）
 農地の被害防除

取組事項（項目）

- 地域ぐるみの捕獲体制整備
 ニホンジカ捕獲応援隊の設置



具体的な取組内容

1 ニホンジカ捕獲応援隊の設置

(1) 安全講習会の開催

市が主催で農業者を対象に安全講習会を開催。応援隊制度の内容や、わなの扱い方、外部講師による鳥獣被害対策などについて講習。

(2) 捕獲応援隊員認定

安全講習会受講者を捕獲応援隊員に認定。

農業者

講習会
隊員認定

応援隊

2 捕獲応援隊活動の実践

(1) 体制整備

実施隊の地区班（10班体制）を単位に捕獲応援隊員によるわなの管理・見回り協力を展開。

(2) 役割分担の明確化

捕獲応援隊はわなの見回りや実施隊員が行うわなの再設置・撤去の補助を実施。

(3) 活動範囲の明確化

捕獲応援隊員は、自分が管理する農地の範囲内でわなの見回り等を実施。

実施隊員は山間部や依頼に応じて農地周辺で捕獲活動を実施。

| | 設置 | 見回り | 再設置 | 捕獲 | 撤去 |
|-----|----|-----|-----|----|----|
| 実施隊 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 応援隊 | | ○ | △ | | △ |

成果や効果

- ニホンジカの有害捕獲数が増加
捕獲頭数
H26：1,015頭→R6：2,536頭
(うちわなによる捕獲頭数)
H26：485頭→R6：1,992頭
(うち捕獲応援隊連携による捕獲頭数)
H26：88頭→R6：245頭
- 実施隊員（捕獲者）が増加
実施隊員数
H26：69人→R6：115人
- 応援隊員（捕獲補助者）が増加
応援隊員数
H26：81人→R6：182人

地域の変化や評価

- 実施隊員のわなの見回りの負担が軽減し、駆除要望に応えやすい体制整備が図られた。
夜間にわなにかかった場合でも、応援隊からの情報が早く届くため、捕獲の効率が向上した。
応援隊連携により捕獲頭数も増加した。
- 応援隊員は、捕獲に協力することで自分の農地を守ることができる環境が整備された。
応援隊活動を通じて捕獲の知識や技能を取得することができ、自ら狩猟免許を取得し実施隊として活躍する事例も発生している。

取組のポイント（特色）

- 被害対策を実施隊に一任するのではなく、農家と共有することで、「自分の農地は自分で守る」という意識の醸成につながった。
- 安全講習会で捕獲や防除に関する研修を行うことで、鳥獣被害対策の理解が深まり、捕獲効率の向上につながった。



残された課題と今後の対応

- 捕獲頭数が増加したものの、農作物被害額は1億円前後で推移していることから、捕獲だけでなく、鳥獣交付金等を活用した守る取組を推進していく。
- 捕獲個体の処理に係る労力が多大であり、処理負担の軽減が課題。処理施設の導入等について検討していく。

生息環境整備によるクマ被害防止対策

取組主体名：大槌町

- 令和6年度から、大槌町では山林と住宅地の境界にあるヤブや草木を刈払い、見通しを良くする緩衝帯を整備。
- クマの人里への侵入意欲が削がれ、不意の遭遇による人的被害が防止されるとともに、景観の向上や移住・定住の促進にもつなげている。

【対策の種類】（該当に☑）
 侵入防止柵 捕獲対策（わな） 生息環境整備
 その他（ ）

【対象獣種】（該当に☑）
 シカ イノシシ クマ
 ハクビシン その他

【対象作物】
 -
 （人身被害防止を目的）

【実施地域】
 大槌町

背景・ねらい

- これまで、クマの出没地での草木の刈払いや放置果樹の伐採等の生息環境整備を実施してきたが、高齢化で整備や管理が困難な土地が増加している中、計画的で大規模な環境整備が求められていた。
- 「必要な時に、必要な人員を、いち早く」に対応する環境整備の実施体制として専門性が異なる事業者と行政が協働して取組むこととした。

推進体制

- 実施体制として、代表事業者（人材派遣事業者）と連携事業者（土木・林業事業者）が連携協定を結び、大槌町は代表事業者と契約を結んでいる。
- 役割分担は、大槌町が鳥獣対策専門員の助言を受けつつ整備計画を策定し、代表事業者は連携事業者へ業務を振り分ける。
- 連携事業者は、本業の閑散期に草刈りや伐採を実施。

取組事項（項目）

- 1 整備計画の策定
 - (1) 整備箇所の選定
 - (2) 作業内容、実施時期の策定
 - (3) 地権者の意向確認
- 2 事業者との連携協定
- 3 事業実施
 - (1) 事業者間の調整
 - (2) 事業実施



| 取組者 | 役割 |
|--------------|-----------------|
| 土木事業者 | 重機による整備 |
| 林業NPO | 特殊伐採 |
| シルバー人材センター | 平地の刈払い |
| おおつち百年之業協同組合 | 事業者間の調整 |
| 大槌町 | 整備計画の策定、事業指揮 |
| 鳥獣対策専門員 | 整備箇所の選定等の計画への助言 |

具体的な取組内容

1 整備計画の策定

(1) 整備箇所の選定

- ・ 学校周辺から選定
- ・ 立地条件、エサの有無、過去の出没状況等による優先度を評価

(2) 作業内容、実施時期の策定

- ・ 伐採木の種類と本数・面積、足場、傾斜、搬出の難易等を考慮

(3) 地権者の意向確認

- ・ 同意書への署名

2 事業者との連携協定

- ・ 客観的な調整等のため、直接整備作業に従事しない者を代表事業者とした。

3 整備実施

(1) 事業者間の調整

(2) 事業実施

(刈払い、伐採、伐木の処分)



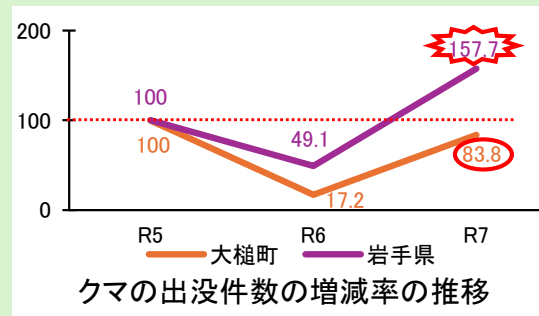
緩衝帯整備の例 (R6 川沿いの通学路)

成果や効果

○ クマの出没件数が減少

R5 : 99件 → R6 : 17件 → R7 : 83件

(R7は県で『過去最悪』だが大槌では抑制)



R5年の出没件数を100とした場合

○ 緩衝帯の整備

当初計画23箇所 (3.8ha+河川敷12.7ha)を選定

R6 : 11箇所 (1.5ha [+河川敷11.8haの一部])

R7年 19箇所 (3.5ha、2回目の実施を含む)

→選定箇所すべてを実施できた。(一部見直しあり)

地域の変化や評価

○ 整備した箇所での出没がほぼゼロに

- ・ 「安心して歩けるようになった」の声。
- ・ 特に、保育園から喜びの声が多数。

○ 捕獲と並ぶ対策の「手札」として機能

- ・ 出没地点でのエサの伐採を迅速に実施し、「そもそもクマが来ない」という安心を提供することができた。

○ 刈払いに対する気運の醸成

- ・ 地域から多くの整備の要望。(特に、町では把握しにくい柿等)
- ・ 自治会による自主的な整備の推進。→「緩衝帯整備は効く」という信頼を徐々に獲得。

取組のポイント (特色)

○ 計画的な実施

- ・ クマの出没要因を推測し、先手を打つ整備。
- ・ 年間計画により業者が動きやすい。

○ 緊急的な実施

- ・ 複数の事業者が携わっているため、計画にない緊急対応でも人員の確保が可能。

- ・ 単価契約にしたことで、現場ごとの見積りが不要で迅速な整備着手が可能。

○ 行政→代表事業者→連携事業者の体制

- ・ 窓口の一本化で連絡体制がシンプルに。
- ・ 役割分担が明確であるため、気になったことがあっても相談しやすい。

残された課題と今後の対応

○ 整備箇所の維持管理

- ・ 管理放棄地の地権者が整備箇所を今後管理できるかどうか。
- ・ 行政が管理し続けるのではなく、今後も整備が続く仕組みの構築が課題。
- ・ 自治会との連携の必要性
→整備は自治会の仕事なのか。
→自治会が無い集落はどうするのか。

○ 新規整備箇所の選定

- ・ 現在「学校周辺」から選定しているため、整備されていない地域がある。
- ・ R8年度からスクールバスのバス停や公民館周辺から新規で約30箇所を選定。(実施の可否は今後判断)
- ・ 上記の取組によってもなお、根本的解決に至っていないため、不公平感のない整備をどう進めるかが課題。

全獣種対応可能な恒久電気柵

取組主体名：大船渡地域鳥獣被害防止現地対策チーム

- 令和7年度に住田町五葉地区へ「全獣種対応可能な恒久電気柵」に係る実証ほ場を設置。
- 住田町で恒久電気柵の設置事例はこれまでなかったが、実証ほ場の設置及び恒久電気柵研修会の開催による普及活動により、町内での設置検討等が積極的に進められることとなった。

【対策の種類】（該当に☑）
 侵入防止柵 捕獲対策（わな） 生息環境整備
 その他（具体的に記載）

【対象獣種】（該当に☑）
 シカ イノシシ クマ
 ハクビシン その他（サル）

【対象作物】
 野菜類（ズッキーニ、トマト、とうもろこし等）

【実施地域】
 住田町五葉地区

背景・ねらい

- 住田町では、五葉山を中心に多様な野生鳥獣が生息していることから、町内の多くは既に簡易電気柵を施工し、農作物被害対策に取り組んでいた。しかし、従来の簡易電気柵ではサルや小動物に対応できず、近年、被害が急増していた。
- また、町内では高齢化に伴う労働力の減少に伴い、より省力的に管理することができる電気柵が必要になっていた。
- このため、全獣種に対応し、かつ省力的に管理することができる「恒久電気柵」の普及が必要であると判断した。

推進体制

- 野生鳥獣による農林水産業被害の低減に向け、県及び管内市町で組織した「大船渡地域鳥獣被害防止現地対策チーム」で実証事業を企画し、専門家の助言を受けながら実証事業の調整を行った。
- 実証ほ場は、現にサルによる農作物被害が発生していた、一般社団法人文化政策・まちづくり学校の「ふるさと農園」※を選定し、地域住民らと共同で恒久電気柵を設置。

※ 令和2年頃から地域農業者らが共同で野菜栽培等を実施している、住田町五葉地区にある市民農園。

取組事項（項目）

- 1 電気柵の設置・管理に関する知識の習得及び被害防止対策の普及
 - (1) 指導者向け（市町職員、農協）研修会の開催
 - (2) 農業者向け研修会の開催
- 2 被害防止対策の
実践と実証
 - (1) 恒久電気柵の設置実証



| 取組者 | 役割 |
|---------|----------------|
| 地域農業者 | 当該ほ場における草刈り管理等 |
| 現地対策チーム | 実証事業及び研修会の企画運営 |

具体的な取組内容

1 電気柵の設置・管理に関する知識の習得及び被害防止対策の普及

(1) 指導者向け（市町職員、農協）研修会の開催

地域で電気柵を施工するに当たって指導的な立場となる市町担当者等を対象に、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーでもある、県農業普及技術課・中森農業革新支援担当課長の指導のもと、恒久電気柵の設置実習を実施。

(2) 農業者向け研修会の開催

- ・ 野生獣被害対策の基本及び電気柵の仕組みについて、中森農業革新支援担当課長を講師に研修会を開催し、電気柵の正しい設置方法や効果を周知。
- ・ 地域農業者が恒久電気柵設置に係る作業（単管パイプへのビス打ちなど）を体験。

2 被害防止対策の実践と実証

(1) 恒久電気柵の設置実証

令和7年5月に恒久電気柵を実証ほ場へ施工し、被害防止効果を検証。

（総延長：105m程度）

(2) その他

サルや小動物が立ち木から侵入するのを防ぐため、地域農業者が町から許可をもらい、柵の上にかかった枝を除去した。

取組のポイント（特色）

- 実証ほ場は、住田町外への普及効果も考え、町外の農業者等も参画している、「ふるさと農園」を選定。
- 多様な獣種からの被害を確実に防止するため、8段（通電段数7）とし、下から1～4段目には小動物対策用のネットを施工。
※ 間隔：0、15、20、20、20、20、25、25（単位：cm）
- 農業用機械（トラクター等）の作業性を考慮して、ゲートを2か所設置。
- 農業者向け研修会では、集落内での効果的な普及につなげるため、主に集落の代表者に参加いただいた。

地域の変化や評価

○ 実証に協力いただいた地域農業者からの評価等

- ・ 恒久電気柵のおかげで、今年は安心して作物を栽培することができた。
- ・ 地際から小動物（アナグマ等）が侵入してきていた。
→ 小動物対策用ネットの追加施工後は、侵入した形跡なし。

○ 研修会に参加した農業者からの感想

- ・ 現在、シカ網や簡易電気柵を施工しているが、ゆくゆくは恒久電気柵を施工したい。

成果や効果

○ 当該ほ場の被害状況

センサーカメラを設置し、当該ほ場をモニタリングしたところ、大きな被害は確認されなかった。

○ 恒久電気柵の設置検討

当該取組後の恒久電気柵設置検討・要望距離→1,600m（令和8年度の設置に向けて調整中）



残された課題と今後の対応

○ 当該ほ場における農作物被害は大きく低減したが、侵入方法を学習したサルも一部いた。当面の間実証を継続して、改善策や、より効果的な被害防止対策を検討していく。

○ ほ場だけではなく集落も含めて困る、集落柵としての施工が効果的であることから、交付金の活用等も含めて、地域での合意形成を支援していく。

遠隔監視システムによるわな見回りの省力化

取組主体名：宮古地域鳥獣被害防止現地対策チーム

- 令和3年から、岩泉町内を対象に、わな見回りの省力化のための遠隔監視システムの現地試験を開始。
- 令和6年度の実証をきっかけに、岩泉町でシステム利用が拡大し、取組が定着しつつある。

【対策の種類】（該当に☑）
 侵入防止柵 捕獲対策（わな） 生息環境整備
 その他（研修会の開催）

【対象獣種】（該当に☑）
 シカ イノシシ クマ
 ハクビシン その他

【対象作物】
—

【実施地域】
岩泉町（全域）

背景・ねらい

- 岩泉町では、シカやクマによる農作物被害が増加する一方、実施隊の減少及び高齢化により捕獲用わなの毎日の見回り負担が大きく、わな設置数を増加させることができない状況にあった。
- わな猟による捕獲圧を高めるため、わな見回りの省力化に向けた取組が必要であると判断。

取組事項（項目）

（現地の状況）

- ・ 岩泉町内の業者において、遠隔監視システムを開発
- ・ 令和3年度から現地試験を開始し、実用性や耐久性などを向上
- ・ 利用拡大に向け、現地対策チームにおいて実証試験を実施

- わな遠隔監視システムの効果実証（R6）
 - (1) 実証体制の整備
 - (2) 実証
 - (3) 効果の検証
 - (4) 活用研修会の開催



推進体制

- 地域の猟友会、行政（県・町）が一体となって取組を実施。

| 取組者 | 実証時の役割 |
|----------------|--|
| 猟友会 （実施隊） | <ul style="list-style-type: none">・ 監視システム設置・ 見回り回数・所要時間記録 |
| 岩泉町 | <ul style="list-style-type: none">・ 監視カメラの管理・ 猟友会との調整 |
| 宮古農林 振興センター | <ul style="list-style-type: none">・ 実証計画作成・ 成果取りまとめ・ 研修会開催 |

具体的な取組内容

1 わな監視システムの効果実証

(1) 実証体制の整備

岩泉町、岩泉猟友会、事業者、農林センターで事前打合せを行い、実証内容及び役割分担を整理。

(2) 実証

期間：令和6年8月～10月

方法：

- ・ 獣害わな遠隔監視システム（カメラ6台）を県で借上。
- ・ 遠隔監視システムは、岩泉町で管理し、使用の都度、岩泉猟友会に貸出。
- ・ 猟友会は、わな設置時に遠隔監視システム（カメラ）を併せて設置。
- ・ 猟友会は、スマートフォンから画像を確認することで捕獲の有無を判断し、わなの見回りに要する時間及び回数等を記録。

(3) 効果の検証

猟友会からの報告書を基に、見回り回数、時間、削減効果を評価報告書に取りまとめ。

(4) 活用研修会の開催

令和6年12月、宮古地域鳥獣被害防止対策研修会を開催し、各市町村、JA、岩泉猟友会等を対象に、実証結果を報告。

成果や効果

- 見回り労力の軽減（見回り時間）
 - ・ クマわな：現地見回り 304回260時間
遠隔監視 143回 0時間
(156時間相当 38%削減)
 - ・ シカわな：現地見回り 20回16時間
遠隔監視 90回 0時間
(75時間相当、83%削減)
- 従事者の往復の負担軽減と効率化
事前に映像で確認できるため、クマ捕獲時に最初から必要な人員で対応可能に。

地域の変化や評価

- 岩泉町では、令和7年度から町予算によりシステム利用料を負担し、クマ捕獲時等に活用。
町内のクマわな設置時に捕獲班がカメラ端末を活用。（町内6班、12台活用）
- 実施隊からは、「遠隔監視システムによって捕獲効率の向上を実感している。今後も活用していく。」との感想があった。
一方、システムの使用方法を十分理解していない捕獲班もあり、使い方の再講習を要望する声があった。

取組のポイント（特色）

- 現地実証を通じて、実施隊の利用に問題が無かったこと、設置効果が確認できたことから、地域での利用拡大につながった。
- システム開発者は町の地域おこし協力隊を経て、町内でICT・IoTによる地元課題の解決をテーマに活動。
地元猟友会と連携し、利用者の声を活かした製品の開発、改良を実施。

残された課題と今後の対応

- 見回りの省力化につながっているが、設置・操作方法の再講習や簡略化が必要。
このため、業者において使用実態に即したシステムの改良等を検討していく。
- 岩泉町では、令和8年度も遠隔監視システムの利用を継続する予定。
他市町村に対しても、必要に応じ取組を周知していく。



集落ぐるみの鳥獣被害対策

取組主体名：久慈地域鳥獣被害防止現地対策チーム

- 令和7年から、洋野町宿戸地区（宿戸地区環境保全組合）を対象に、集落ぐるみの鳥獣被害対策を支援。
- 集落点検を実施し課題や対策を整理し、優先度が高く直ちに対応が可能な藪の刈払いの実施を支援。

【対策の種類】（該当に☑）
 ☑侵入防止柵 ☑捕獲対策（わな） ☑生息環境整備
 ☑その他（研修会の開催）

【対象獣種】（該当に☑）
 ☑シカ ☑イノシシ ☑クマ
 ☑ハクビシン □その他

【対象作物】
 水稲、野菜、果樹

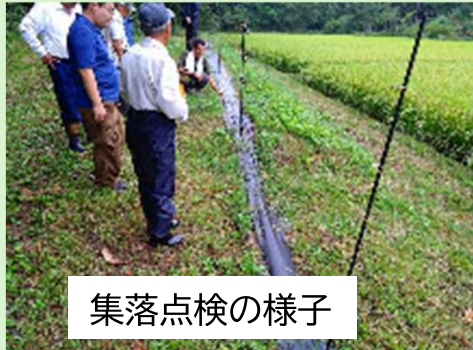
【実施地域】
 洋野町宿戸地域
 （宿戸地区環境保全組合）

背景・ねらい

- 久慈地域では、近年、鳥獣被害が拡大しており、農業への影響や生活環境の悪化が懸念。
- “集落ぐるみの鳥獣被害対策”は、個々で対策を行う場合と比較して、高い効果が期待できることから、本取組を実施。
- 具体的な対策は、集落点検結果を踏まえ、住民が設定することを想定。

取組事項（項目）

- 1 “集落ぐるみの鳥獣被害対策”（以下「集落ぐるみ対策」）実施の働きかけ
 管内市町村から候補となる集落等を推薦してもらい、現地対策チーム員が、代表者等に集落ぐるみ対策の目的、内容、進め方等を説明し、実施を働きかけた。
- 2 集落ぐるみ対策の実施
 - (1) 専門家との事前打合わせ及び現地調査
 - (2) 研修会の開催
 - (3) 集落点検
 - (4) 対策の検討
 - (5) 集落点検結果を踏まえた対策の実践



集落点検の様子

推進体制

- 集落ぐるみ対策実施の働きかけ
 市町村：対象集落の選定
 県：集落ぐるみ対策の概要説明
- 集落ぐるみ対策の実施
 宿戸地区環境保全組合員（農業者等）に対する、鳥獣被害対策に係る意識啓発や対策の実践を目的とし、以下の体制で実施。

| 取組者 | 役割 |
|------------|---|
| 宿戸地区環境保全組合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員（農業者等）への周知 ・ 集落ぐるみ対策の取組主体 |
| 洋野町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣交付金等による被害対策への取組支援（有害鳥獣の捕獲、わなの導入、電気柵への補助等） |
| 県北広域振興局農政部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落ぐるみ対策の実践を支援（研修会や集落点検、対策検討会の企画・運営等） |
| 普及センター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策技術指導等 |

具体的な取組内容

1 集落ぐるみ対策実施の働きかけ

市町村から候補となる集落等を推薦してもらい、現地対策チーム員が地域の農業者等に集落ぐるみ対策の目的、内容、進め方等を説明。

(洋野町：R7.6.5、野田村：R7.6.25、久慈市：R7.7.30※)

※大津波警報のため中止

→対策への関心が高く、実施体制が整っている洋野町宿戸地区をモデル集落として実施することを決定。



研修会

2 集落ぐるみ対策の実施

講師：農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー
岩手大学名誉教授 青井 俊樹 氏

(1) 講師との事前打合わせ及び現地調査 (R7.7.28)

- ・各取組の実施時期や進め方を確認。
- ・農作物被害等があった場所を調査。

(2) 研修会の開催 (R7.8.29)

- ・野生動物の生態や効果的な対策を学習。
- ・地域の野生動物の誘引源等について紹介。

(3) 集落点検 (R7.9.5)

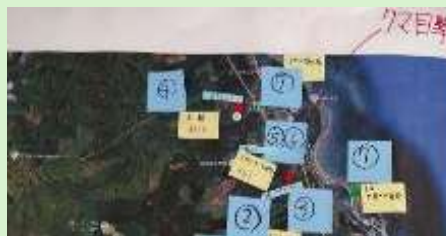
- ・地域住民自らが集落内の被害実態を確認。

(4) 対策の検討 (R7.10.24)

- ・集落点検結果を共有、対策の内容や優先順位を決定。

(5) 集落点検結果を踏まえた対策の実践 (R7.11.14)

- ・優先度の高い藪の刈払いを実施。



集落点検結果のとりまとめ表



藪の刈払い

取組のポイント（特色）

- 令和5年度から、研修会やリーフレット等により獣害対策の必要性や対策の方法を地域農業者等に幅広く周知。
→取組への賛同が得られやすかった。
- 集落ぐるみ対策の実施にあたり、組合役員・町・県・講師が実施時期や進め方を共有するとともに、被害場所を確認。
→取組を円滑に実施できた。
- 多面的機能支払交付金の取組主体である宿戸地区環境保全組合を対象とした。
→取組を円滑に実施できた。
→農業者以外の地域住民も活動に参加。

残された課題と今後の対応

- 令和7年度は、緊急性の高い区域の藪の刈払いを実施したが、地域には他にも、野生動物が身を隠せる場所や誘引源が存在。
→鳥獣被害防止総合対策交付金や多面的機能支払交付金、町単独事業等の活用による対策の推進が必要。
- 当該地区では、令和8年度は鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、電気柵を設置する計画であり、より効果的な維持管理に向け、集落柵の設置等を提案していく。

地域の変化や評価

- 宿戸地区環境保全組合員（農業者等）が、捕獲だけでは農作物被害の減少につながらないという認識を共有した。
- 集落点検結果の共有により、集落内の「収穫しない柿の木」や「藪」等の野生動物の誘引源を確認し、優先度が高く、直ちに対応が可能な藪の刈払いを実施した。
- 電気柵が有効性が理解され、設置を検討する組合員が増加した。

果樹園における地域ぐるみの鳥獣被害防止対策

取組主体名：二戸地域鳥獣被害防止現地対策チーム

- 二戸地域の果樹生産の盛んな地区において、座談会による話し合いのもと、集落ぐるみで園地全体を囲う恒久電気柵を設置。
- 恒久電気柵設置にあたっては、農業者、二戸市、県（農林振興センター・農業改良普及センター）が連携し支援。

【対策の種類】（該当に☑）
 侵入防止柵 捕獲対策（わな） 生息環境整備
 その他（具体的に記載）

【対象獣種】（該当に☑）
 シカ イノシシ クマ
 ハクビシン その他

【対象作物】
 果樹（りんご）

【実施地域】
 二戸市舌崎地区
 （受益農業者 10名）

背景・ねらい

- 二戸市舌崎地区では、りんごを中心とした果樹の栽培が盛んであるが、近年ツキノワグマによる果実の食害に加え、ニホンジカによる冬期の枝や花芽への食害及びイノシシによる土の掘り起こしなどの被害が問題となっている。
- 舌崎地区は、複数の農業者の園地がまとまっており、侵入防止策として地域の園地全体を囲う広域的な電気柵が有効であると考えられることから、関係機関が連携して地域ぐるみの対策に取り組んだ。

推進体制

- 二戸市舌崎地区の農業者
 - ・ 恒久電気柵の設置、維持管理
- 二戸市農林課
 - ・ 集落座談会の開催による地域の合意形成の支援
 - ・ 市単独事業による恒久電気柵設置支援
 - ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した恒久電気柵の設置
- 二戸農林振興センター
 - ・ 二戸地域鳥獣被害防止現地対策チームによる恒久電気柵実証ほの設置、設置研修会の開催
- 農業普及技術課農業革新支援担当
 - ・ 恒久電気柵設置及び維持管理に係る技術指導
- 二戸農業改良普及センター
 - ・ センサーカメラを活用した加害獣種の確認、侵入防止柵の効果確認
 - ・ 恒久電気柵の維持管理に係るアドバイス

取組事項（項目）

- 1 センサーカメラの設置による加害獣種の特定
- 2 集落座談会の開催
- 3 電気柵設置研修会の開催
- 4 電気柵の設置、維持管理
- 5 電気柵の侵入防止効果の確認
- 6 電気柵の維持管理体制の整備



具体的な取組内容

1 センサーカメラの設置による加害獣種の特特定【令和5年度】

- 加害鳥獣を特定するためにセンサーカメラを設置。
- 撮影された映像から、様々な獣種の侵入を確認。

2 座談会の開催【令和6年度】

- 地域の合意形成を図るため、二戸市主催の座談会を開催。
 - ・ 1回目：付箋を活用した地域マップでの鳥獣の目撃・被害状況の確認及び被害防止対策の基本を説明。
 - ・ 2回目：1回目の座談会で確認した鳥獣の目撃及び被害状況を可視化したマップを基に対策を検討し、地域ぐるみで広域的な電気柵を設置することを合意。

3 電気柵設置研修会の開催【令和6年度】

- 二戸地域農林振興センターが電気柵設置講習会を開催。（地域の農業者及び市担当者等が、電気柵の設置及び維持管理の技術を習得。）

4 電気柵の設置【令和6年度～令和8年度（予定）】

- 【R6】現地対策チーム現地活動費及び二戸市単独事業を活用し、地域内のうち被害が大きい山際に電気柵を設置（約500m）し、効果を実証。
- 【R7～8（予定）】鳥獣対策交付金を活用し、集落内の園地全体を囲う恒久電気柵を設置（1,000m×2カ年）。

5 電気柵の侵入防止効果の確認

- 二戸農業改良普及センター等が、園地内に複数設置したセンサーカメラにより、侵入防止効果を確認。

6 電気柵の維持管理体制の整備

- 農業者等が電気柵を定期的に見回り、下草刈りや柵破損に対応。
- 二戸農業改良普及センターが、電圧のチェックや破損時の修復に係る助言等、農業者へのサポートやアドバイスを実施。



加害獣種の特特定



座談会による合意形成



電気柵設置研修会



侵入防止効果の確認

取組のポイント（特色）

- 集落座談会で被害状況や対策を話し合い、地域の農業者が「自分たちの問題」として鳥獣害対策に向き合った。
- 農業者、市、県（農林振興センター・普及センター、農業普及技術課農業革新支援担当）が役割分担して活動。
- センサーカメラを活用し、獣種の特特定や加害状況、侵入防止効果を可視化。
- 冬期間の被害防止及び設置後の維持管理の省力化を目的として、フェンシングワイヤーを使用した恒久電気柵を設置。

地域の変化や評価

- 急激に増えてきた鳥獣害に対し、有効な対策を打てず問題となっていたが、座談会や研修会を通し、地域ぐるみでの対策について合意を図り、広域での電気柵を設置することができ、被害低減効果を実感。

成果や効果

○ 鳥獣被害の軽減

電気柵設置前は、りんご果実や花芽の食害、枝折れなどの被害が地域内で広く確認され、被害が増加傾向にあったが、設置後は、果実被害が減少するとともに、花芽、枝折れなどの被害範囲が縮小した。

特に、りんごの若木が被害を受けた場合は、植え直しが必要となるなど、栽培計画に大きな支障を来すことから、りんごの新改植における設置効果は大きい。

（農業者の感覚では、被害の程度は、設置前の1割程度まで減少。）

○ 鳥獣被害防止技術の普及

電気柵設置研修会の実習を通じ、農業者自らが効果的な電気柵の設置や管理技術を習得することができた。

また、研修会後の延長施工作業は、地元生産者を中心に、研修会に参加できなかった生産者も参加し、地域全体で技術の普及や向上が図られた。

残された課題と今後の対応

- 令和8年度も、恒久電気柵の設置距離を延長し、地域全体を囲うとともに、適切に維持管理し、地域ぐるみの鳥獣害対策を継続していく。